

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.7」を「100分の5.6」に改める。

第4条中「100分の15.0」を「100分の10.0」に改める。

第5条中「1万9,400円」を「2万400円」に改める。

第6条第1号中「2万1,000円」を「2万5,000円」に改め、同条第2号中「1万500円」を「1万2,500円」に改め、同条第3号中「1万5,750円」を「1万8,750円」に改める。

第7条中「100分の2.0」を「100分の2.2」に改める。

第8条中「8,400円」を「9,900円」に改める。

第9条中「100分の1.7」を「100分の1.8」に改める。

第22条第1号ア中「1万3,580円」を「1万4,280円」に改め、同号イ(ア)中「1万4,700円」を「1万7,500円」に改め、同号イ(イ)中「7,350円」を「8,750円」に改め、同号イ(ウ)中「1万1,025円」を「1万3,125円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,930円」に改め、同条第2号ア中「9,700円」を「1万200円」に改め、同号イ(ア)中「1万500円」を「1万2,500円」に改め、同号イ(イ)中「5,250円」を「6,250円」に改め、同号イ(ウ)中「7,875円」を「9,375円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,950円」に改め、同条第3号ア中「3,880円」を「4,080円」に改め、同号イ(ア)中「4,200円」を「5,000円」に改め、同号イ(イ)中「2,100円」を「2,500円」に改め、同号イ(ウ)中「3,150円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「1,680円」を「1,980円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成25年12月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄